

令和元年12月

養育費・婚姻費用算定表についての解説
(Q & Aを含む)

東京家庭裁判所

養育費・婚姻費用算定表についての解説

東京家庭裁判所

第1 養育費・婚姻費用算定表の目的

養育費と婚姻費用の算定をより簡易化し、迅速な算定を実現することは、家庭裁判所の課題の一つですが、平成15年にそのための標準算定方式とこれによる算定表についての研究の結果が公にされ、その後実務において広く定着しています。当庁では、これを解説した冊子を作成しておりましたが、このたび上記算定方式及び算定表につき、統計資料や制度変更等に応じて更新する等した標準算定方式・算定表（令和元年版）（以下「改定標準算定方式・算定表」といいます。）が公表されたことを受けて、改めて解説の冊子を作成しました。今後は実務において、改定標準算定方式・算定表が利用されることが予想されるところであり、この解説が今後とも実務の参考とされることを期待します。

第2 養育費の算定について

1 基本的な考え方

(1) 養育費の意義等

一般に、扶養義務は、「生活保持義務」と「生活扶助義務」に区別されますが、「生活保持義務」とは「自分の生活を保持するのと同程度の生活を保持させる義務」、
「生活扶助義務」とは「自分の生活を犠牲にしない限度で、被扶養者の最低限の生活扶助を行う義務」と言われています。そして、養育費の支払義務は「生活保持義務」として、親族間の扶養義務は「生活扶助義務」として、それぞれ履行されるべきであると考えられています。

したがって、養育費の算定は、「生活保持義務」としての適正妥当な金額を求めることを目的とします。

ここで採用した養育費算定の基本的な考え方は、義務者・権利者双方の実際の収入金額を基礎とし、子が義務者と同居していると仮定すれば、子のために費消されていたはずの生活費がいくらであるのかを計算し、これを義務者・権利者の収入の割合で按分し、義務者が支払うべき養育費の額を定めるというものです。ここでの大きな特徴は、実際の生活形態とは異なり、収入のより多い親（義務者）と子が同居している状態をいわば仮定し、子の生活費を計算するという考え方を採用していることです。これは、「生活保持義務」の考え方に由来するものです。

(2) 基本的な計算式

改定算定方式・算定表では、子の生活費を義務者・権利者双方の「基礎収入」の割合で按分し、義務者が分担すべき養育費を算出します。この算出方法は、これまで用いられてきた算定方法（以下「標準算定方式・算定表」といいます。）と同様です。その「基礎収入」、子の生活費、義務者の分担すべき養育費の額を算定する計算

式は、次のとおりです。

① 基礎収入＝総収入×0.38～0.54（給与所得者の場合）

（高額所得者の方が割合が小さい）

総収入×0.48～0.61（自営業者の場合）

（高額所得者の方が割合が小さい）

② 子の生活費＝義務者の基礎収入× $\frac{62 \text{ or } 85 \text{（子の指数）}}{100 + 62 \text{ or } 85 \text{（義務者の指数＋子の指数）}}$

③ 義務者が分担すべき養育費の額＝子の生活費× $\frac{\text{義務者の基礎収入}}{\text{義務者の基礎収入} + \text{権利者の基礎収入}}$

(3) (2)の計算式の補足説明

ア 基礎収入

「基礎収入」とは、税込収入から「公租公課」、「職業費」及び「特別経費」を控除した金額であり、「養育費を捻出する基礎となる収入」のことをいいます。

ここでいう「職業費」とは、「給与所得者として就労するために必要な出費（被服費、交通費、交際費等）」と、「特別経費」とは「家計費の中でも弾力性、伸縮性に乏しく、自己の意思で変更することが容易ではなく、生活様式を相当変更させなければその額を変えることができないもの」と、それぞれ言われています。

それぞれの額は、公租公課については、「税法等で理論的に算出された標準的な割合」を、「職業費」及び「特別経費」については、「統計資料に基づいて推計された標準的な割合」をもって、それぞれその額を推計しています。

なお、改定標準算定方式・算定表では、職業費の範囲について一部変更がされたものの、基本的には標準算定方式・算定表と同様の考え方にに基づき、最新の統計資料や制度等を用いた更新がされています。

(7) 給与所得者の基礎収入の割合

給与所得者の基礎収入は、総収入から公租公課、職業費及び特別経費を控除した結果、総収入の概ね38%～54%（高額所得者の方が割合が小さい）の範囲内となります。なお、標準算定方式・算定表においては、総収入の概ね34%～42%とされていました。

(4) 自営業者の基礎収入の割合

自営業者については、給与所得者と異なり、課税される所得金額を総収入とします。自営業者の基礎収入は、総収入から税金及び特別経費を控除した結果（自営業者の必要経費及び社会保険料は総収入においてすでに控除されている。）、総収入の概ね48%～61%（高額所得者の方が割合が小さい）の範囲内となります。なお、標準算定方式・算定表においては、総収入の概ね47%～52%とされていました。

イ 子の生活費の指数

成人の必要とする生活費を100とした場合の子の生活費の割合（指数）を定めます。

生活費の指数化については、生活保護法第8条に基づき厚生労働省によって告示されている生活保護基準のうち「生活扶助基準」を利用して積算される最低生活費に教育費を加算して算出します。その結果、子の標準的な生活費の指数（ここでは単に「子の指数」といいます。）は、親を「100」とした場合、年齢0歳から14歳までの子については「62」、年齢15歳以上の子については「85」となりました。なお、標準算定方式・算定表においては、年齢0歳から14歳までの子については「55」、年齢15歳から19歳までの子については「90」とされていました。（注1、2）

（注1）子が複数の場合には、例えば次のようになります。

① <15歳未満の子が2人の場合>

$$= \text{義務者の基礎収入} \times \frac{62+62}{100+62+62}$$

② <15歳以上の子が1人と15歳未満の子が2人の場合>

$$= \text{義務者の基礎収入} \times \frac{85+62+62}{100+85+62+62}$$

（注2）例外的に、権利者の方が高収入である場合には、子が権利者と同居している場合の子の生活費を基準とすることが考えられますが、この場合、権利者の収入が高くなればなるほど、義務者の養育費分担義務が増加していくことになって、義務者にとって極めて酷な状況が生じてしまいます。そこで、権利者の方が高収入であるという例外的な場合については、権利者と義務者とが義務者の収入額と同一である場合に義務者が支払うべき費用をもって、養育費の限度額とすることにしました。

- (4) 義務者が分担すべき養育費の額は、以上のような計算式によって算定されるのですが、実務上は、その額を簡易迅速に見出すために、算定表（別表）を使用することになります。その使用方法については、以下具体的に説明しますが、これまでの算定表の使用法と異なるものではありません。

2 算定表の使用方法

(1) 総収入の認定

算定表を使用するためには、次の方法によって、権利者・義務者双方の総収入を認定する必要があります。

ア 給与所得者の場合

源泉徴収票の「支払金額」が総収入に当たります。給与明細書による場合には、それが給与の月額であり、歩合給が多い場合などにはその変動が大きく、賞与・一時金が含まれていないことに留意する必要があります。

イ 自営業者の場合

確定申告書の「課税される所得金額」が総収入に当たります。自営業者の場合には、課税標準を計算する上での収入金額（売上金額）が養育費算定の総収入となるのではないことに注意する必要があります。この「課税される所得金額」は、税法上、種々の観点から控除がされた結果であり、その金額をそのまま当然に総収入と考えることが相当ではない場合があります。このような場合には、税法上控除されたもののうち、現実に支出されていない費用など（例えば、青色申告控除、支払がされていない専従者給与、社会保険料控除以外の各控除項目）を「課税される所得金額」に加算して総収入を認定する必要があります。（結果として、「所得金額」から社会保険料のみを控除した上、青色申告控除や支払がされていない専従者給与等を加算した金額ということになります。）

ウ 総収入が不明ないし十分稼働できるが稼働しないような場合

義務者が稼働中であり、現実に収入を得ているが、提出された資料を信用できない又は的確な資料の提出がない場合には、従前の就労状況や同居時の生活実態、提出資料等を手掛かりにして諸事情を考慮し、収入を認定することになりますが、それでも収入を認定することが困難である場合には、賃金センサス（資料1）等を利用して推計することも考えられます。賃金センサスで推計した場合には、養育費の算定に関する限り、給与所得者として取り扱うことになります。

義務者及び権利者が十分稼働できる環境にあるのに稼働していない場合には、当事者間の公平に反することがありますので、賃金センサスなどの統計資料によって潜在的稼働能力に見合った収入によることもあります。どの程度の稼働能力があるかについては、これまでの就労歴や健康状態、権利者の場合には監護養育している子の年齢や健康状態等を考慮して判断することになりますが、すぐに定職に就くことができそうにない場合には、短時間労働者としての総収入（資料2）を用いることが考えられます。ただし、子が幼い場合に、現実に稼働していない権利者の潜在的稼働能力によることについては、慎重に検討する必要があります。

(2) 使用の手順

算定表は、算定される養育費の額を、義務者が極めて低収入の場合は1万円、それ以外の場合は2万円の幅をもたせて整理し、子の人数（1～3人）と年齢（0～14歳と15歳以上の2区分）に応じた9種類からなっています。

算定表の横軸には権利者の総収入（年収）が、縦軸には義務者の総収入（年収）がそれぞれ記載してあります。子の人数と年齢に従って使用する表を選択し、その表の権利者及び義務者の収入欄を給与所得者か自営業者かの区別に従って選び出します。選んだ権利者の収入欄の上に、義務者の収入欄を右にのぼし、両者が交差する欄の額が標準的な養育費の額を示しています。子が複数の場合は、最終的には、それぞれの子ごとに養育費分担義務を定めることになります。その場合、義務者の養育費分担額を子の生活費指数で按分することになります。

(3) 使用例

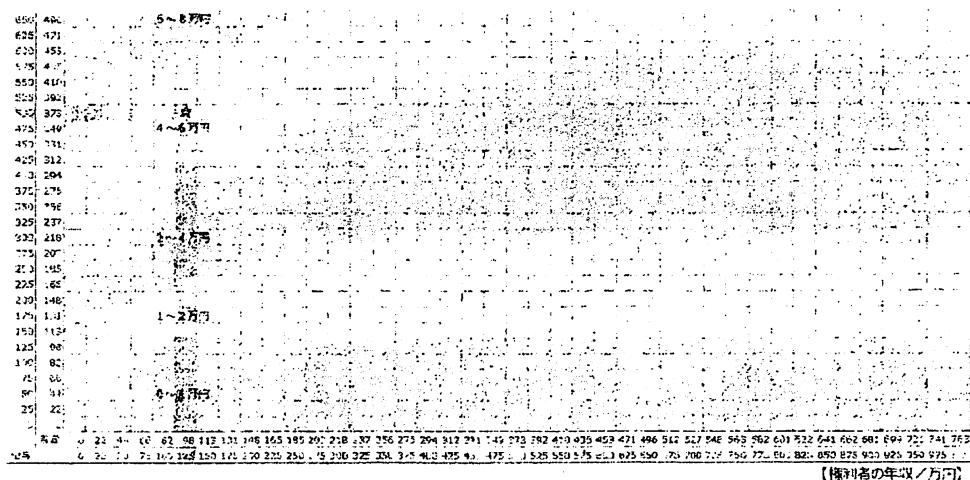
使用例について示します。

(例)

権利者（母）が2歳の子を監護しており、単身の義務者（父）に対して子の養育費を求めるケースで、次の条件の場合

- ・権利者は給与所得者、前年度の源泉徴収票上の収入は、133万6382円
- ・義務者は給与所得者、前年度の源泉徴収票上の収入は、510万5573円

- ① 権利者の子は1人で、2歳ですから、算定表の「表1 養育費・子1人表（子0～14歳）」を選択します。
- ② 権利者の収入を源泉徴収票で確認します。表の横軸上の「給与」の欄には「125」と「150」がありますが、「125」に近いから、「125」を基準にします。
- ③ 義務者の収入を源泉徴収票で確認します。表の縦軸上の「給与」の欄には「500」と「525」がありますが、「500」に近いから、「500」を基準にします。
- ④ 横軸の「125」の欄を上のにのばした線と、縦軸の「500」の欄を右横にのばした線の交点は、「4～6万円」の枠内となります。
- ⑤ 標準的な養育費はこの額の枠内であるので、当事者の協議で、その枠内で具体的な額を定めることとなります。



【権利者の年収／万円】

(4) 留意点

算定表は、あくまで標準的な養育費を簡易迅速に算出することを目的とするものです。最終的な養育費は各事案の個別的要素をも考慮して定めることとなります。

しかし、個別的事情といっても、通常の範囲のものは標準化するに当たって算定表の額の幅の中で既に考慮されていますから、この幅を超えるような額の算定を要する場合は、この算定表によることが著しく不公平となるような特別な事情がある場合に限られます。

この点は、改定標準算定方式・算定表による場合でも、標準算定方式・算定表と

異なることはありません。

第3 婚姻費用の算定について

1 基本的な考え方

(1) 婚姻費用の意義等

「婚姻費用」とは、その資産・収入・社会的地位等に応じた通常の家生活を持続するために必要な費用をいい、夫婦が互いに分担するものとされています。この分担義務は「生活保持義務」とされていますので、婚姻費用の分担額の算定は、「生活保持義務」としての適正妥当な金額を求めることを目的とします。

婚姻費用の分担額とは、収入の多い義務者配偶者から収入の少ない権利者配偶者に支払われる金銭ということができますが、ここで採用した婚姻費用の分担額算定の基本的な考え方は、義務者・権利者双方の実際の収入金額を基礎とし、義務者・権利者及び子供が同居しているものと仮定し、双方の基礎収入の合計額を世帯収入とみなし、その世帯収入を権利者グループの生活費の指数で按分し、義務者が権利者に支払う婚姻費用の額を定めるというものです。この考え方は標準算定方式・算定表と同様です。

(2) 基本的な計算式

例えば、義務者・権利者が別居し、権利者が2人の子（いずれも15歳未満）と同居し、義務者が単身で生活しており、義務者の基礎収入（X）の方が権利者の基礎収入（Y）よりも大きいという場合、義務者が権利者に支払うべき婚姻費用の分担額は次のとおりの計算式によって求めることができます。

$$\textcircled{1} \text{ 権利者世帯に割り振られる婚姻費用（Z）} = (X + Y) \times \frac{100 + 62 + 62}{100 + 100 + 62 + 62}$$

$$\textcircled{2} \text{ 義務者から権利者に支払うべき婚姻費用の分担額} = Z - Y$$

- (3) 婚姻費用は、以上のような計算式で算出されますが、養育費の場合と同様に、その額を簡易迅速に見出すために、実務上は算定表を使用することにします。

2 算定表の使用方法

(1) 総収入の認定

養育費の算定と同様です。

(2) 使用の手順

算定表は、算定される婚姻費用の分担額を1万円から2万円の幅をもたせて整理し、子の人数（0～3人）と年齢（0～14歳と15歳以上の2区分）に応じた10種類からなっています。

算定表の横軸には権利者の総収入（年収）が、縦軸には義務者の総収入（年収）がそれぞれ記載してあります。子の人数と年齢に従って使用する表を選択し、その表の権利者及び義務者の収入欄を給与所得者か自営業者かの区別に従って選び出しま

す。選んだ権利者の収入欄を上、義務者の収入欄を右にのぼし、両者が交差する欄の額が標準的な婚姻費用の分担額を示しています。

(3) 使用例

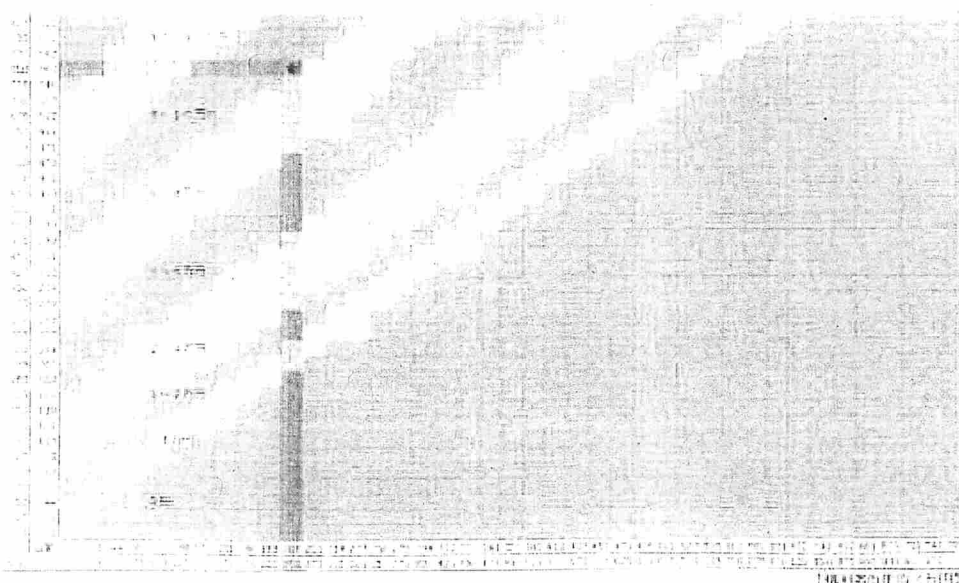
使用例について示します。

(例)

権利者（妻）が、義務者（夫）に対して婚姻費用を求めるケースで、次の条件の場合

- ・ 権利者は給与所得者、前年度の源泉徴収票上の収入は、243万3452円
- ・ 義務者は給与所得者、前年度の源泉徴収票上の収入は、739万4958円

- ① 権利者（妻）には子がないので、算定表の「表10 婚姻費用・夫婦のみの表」を選択します。
- ② 権利者の収入を源泉徴収票で確認します。表の横軸上の「給与」の欄には「225」と「250」がありますが、「250」に近いから、「250」を基準にします。
- ③ 義務者の収入を源泉徴収票で確認します。表の縦軸上の「給与」の欄には「725」と「750」がありますが、「750」に近いから、「750」を基準にします。
- ④ 横軸の「250」の欄を上、縦軸の「750」の欄を右横にのぼした線の交点は、「8～10万円」の枠内となります。
- ⑤ 標準的な婚姻費用はこの額の枠内であるので、当事者の協議で、その枠内で具体的な額を定めることとなります。



(4) 留意点

算定表は、あくまで標準的な婚姻費用を簡易迅速に算出することを目的とするものです。最終的な分担額は各事案の個別的要素をも考慮して定めることになります。

しかし、個別的事情といっても、通常範囲のものは標準化するに当たって算定表の額の幅の中で既に考慮されていますから、この幅を超えるような額の算定を要する場合は、この算定表によることが著しく不公平となるような特別な事情がある場合に限られます。

この点は、養育費と同様、改定標準算定方式・算定表による場合でも、標準算定方式・算定表と異なることはありません。

Q & A

養育費・婚姻費用の算定に関して、一般に生じるであろうと思われる疑問点について、Q & Aとしてまとめてみました。なお、令和元年12月23日、改定標準算定方式・算定表(令和元年版。以下省略)が公表されておりますが、基本的な考え方及び使用方法是、従前の標準算定方式・算定表と変わりありません。



1 収入に関する質問

Q 1 : 義務者は働いていますが、その収入が不明の場合、どのように収入を推計するのですか。

A : 婚姻費用又は養育費の算定の基礎となる当事者の収入は、一般的には、現実の就労状況に応じた確定申告書、源泉徴収票、課税証明書、給与明細等の客観的な資料に基づいて認定がされていますが、義務者が稼働中であり、現実に収入を得ているが、提出された資料を信用できない又は的確な資料の提出がない場合などがあります。このような場合には、従前の就労状況や同居時の生活実態、提出資料等を手掛かりにして諸事情を考慮し、収入を認定することになりますが、それでも収入を認定することが困難である場合には、賃金センサスを用いることも考えられます。

賃金センサスを用いる場合には、例えば、義務者の収入や職種が不明で、その学歴と年齢が判明している場合には、資料1(性別・年齢・学歴別年間収入)(添付されているのは平成30年版。その後も1年毎に更新されます。)を用います。大卒の32歳の男性の場合は、資料1の「男性労働者」、「大学・大学院卒」、「30歳～34歳」の額55万6000円となります。なお、賃金センサスを利用する際には、該当する賃金センサスが資料として提出され記録化されていると、審理過程や判断の基礎が明らかとなり、望ましい場合もあります。

Q 2 : 義務者は無職です。働くことができるのに働いていないようです。収入は「0」になるのですか。

A : 無職で収入がない場合は、原則として収入は「0」として扱います。しかし、十分働けるのに、労働意欲がなくて働かない場合や、趣味的な仕事しかせずに低い収入に甘んじている場合などは、これを理由に婚姻費用又は養育費の分担義務を免れるとすることは公平に反することがあります。このような場合には、賃金センサスなどによって、潜在的稼働能力に見合った収入を擬制することがあります。

賃金センサスを利用する場合、例えば、定職に就いて働いていた経験がある場合等、

定職に就くことが可能な場合は、資料1により収入を擬制します。すぐに定職に就くことができそうにない場合は、例えば、資料2（短時間労働者の性別・年齢別年間収入）（添付されているのは平成30年版。その後も1年毎に更新されます。）を用いることが考えられます。

Q3： 権利者は無職です。収入は「0」としてよいのですか。

A： Q2で述べた義務者の場合と同様です。

ただし、権利者が疾病により働けない場合や乳幼児がいてその監護養育のために権利者が働けない場合には、収入がないこと又は低いことがやむを得ない場合もあります。権利者の潜在的稼働能力を認めるかどうか、どのような資料を用いるかは、権利者の就労歴や健康状態、子の年齢や健康状態等によって判断することになります。

Q4： 当事者（権利者又は義務者）には給与所得と事業所得とがあります。このような場合、どのように算定表を適用すればよいのでしょうか。

A： 給与所得額について、算定表の給与所得者の収入額に対応する自営業者の収入額を、事業所得に換算した額として、事業所得額と合算し、これを算定表の自営業者の収入額として、算定表を適用すればよいと考えられます（反対に、給与所得額に揃えてもよい。）。例えば、給与所得1000万円・事業所得500万円の者については、算定表上給与所得1000万円に対応する事業所得は763万円ですから、これを500万円と合算し、事業所得1263万円として、算定表を適用することになります。なお、算定表では、①給与所得者と自営業者の基礎収入が同一の場合、負担すべき婚姻費用又は養育費も同一であるとの考え方、②給与所得者と自営業者の基礎収入が同一である場合には、生活水準も同程度であるとの考え方を前提として、給与所得者の総収入から基礎収入が一致する自営業者の総収入を算出し、算定表に併記しますので、換算に当たっては算定表を利用するのが簡明です。

Q5： 児童扶養手当を収入に加算してよいのですか。

A： 加算しません。児童扶養手当や児童手当は、児童の福祉という政策目的のための私的扶助の補充的な意味合いが強いので、加算するのは相当ではありません。

Q6： 実家からの援助を収入に加算してよいのですか。

A： 基本的に加算するべきではありません。

実家からの援助は、実家の好意に基づく贈与と考えられるので、収入に加算することは相当ではありません。ただ、権利者が働くことができるのに、実家の援助に頼って

働いていない場合など、当事者間の公平に反するような場合には、Q3を参考にしてください。

2 算定表に関する質問

(1) 養育費・婚姻費用に共通する質問

Q7： 表には幅（例えば2万円から4万円）がありますが、原則として金額はその中間値（例えば3万円）になると考えてよいのですか。

A： そうではありません。

表は、あくまで2万円から4万円という目安を示しているものです。双方の収入が交差する位置によって、幅の上方であれば4万円に近い額、下方であれば2万円に近い額ということになります。もっとも、実務では、その幅の区切りの良い中間の数字で決定される場合もあるかと思えます。

Q8： 当事者が現実に住居費を支払っていない場合（実家にいる等）、どのように考えるのですか。

A： 基本的には、求められた幅の範囲内で、このような事情を考慮して具体的金額を決めるべきであると考えます。

この算定表は、個別事情については、基本的に求められた幅の範囲内で考慮するという算定手法をとっています。最終的には裁判官の判断に委ねられることですが、基本的には、求められた幅の範囲内で考慮されるべき事情と考えます。

Q9： 実際の納税額ないし家賃が判明している場合は、これを考慮するのですか。

A： この算定表は、養育費・婚姻費用の額を簡易・迅速に算定するために、公租公課、職業費、特別経費を、法律や統計に基づいて標準的な割合で推計・算出するという考えに基づいて作成しています。したがって、実際の納税額や家賃等は、基本的に考慮されません。基本的には、求められた幅の範囲内で考慮されるべき事情と考えます。

Q10： 権利者又は義務者に多額の負債がある場合には、どのように考えるのですか。

A： 基本的には、求められた幅の中で考慮されるべき事情と考えます。

どのような原因でできた負債にかにもよりますが、一般的には生活保持義務に基づく養育費・婚姻費用の支払に優先するような負債は考えにくく、負債があるというだけでは、特別な事情があるとはいえません。ただし、その負債が住宅ローンや同居中の生活費、教育費を補うための借入れによるものである場合などについては、Q14、Q17を参考にしてください。）。)

Q11： 子の私立学校の費用、塾の費用等については、どのように考えるのですか。

A： 算定表では、公立中学校・公立高等学校に関する学校教育費を指数として考慮していますが、私立学校に通う場合の学校教育費等は考慮していませんので、義務者が当該私立学校への進学を了解していた場合や、その収入及び資産の状況等からみて義務者に負担させることが相当と認められる場合には、算定表によって求められた額に権利者と義務者の収入に応じて不足分を加算することを検討することになります。そして、私立学校の入学金、授業料、交通費や塾代等のうち、義務者がどのような費用を負担すべきかについては、裁判官の判断に委ねられることになります。

加算額については、例えば、高等学校の場合には、実際に支払うべき授業料等から公立高等学校の学校教育費の平均値である年額26万円程度、中学校の場合には公立中学校の学校教育費の平均値である年額13万円程度（司法研究報告書の資料4参照）を控除した上で、権利者と義務者の基礎収入で按分した額を目安にすることが考えられます。なお、義務者の収入が、国公立中学校・国公立高等学校の子がいる世帯の平均収入（国公立中学校については約730万円、国公立高等学校については約760万円）を上回る場合には、結果として公立中学校・公立高等学校の学校教育費以上の額が考慮されていることになります。

また、子の生活費指数のうち教育費の占める割合は、14歳以下の子については生活費指数62に対して11、15歳以上の子については生活費指数85に対して25となりますので、算定表により得られた額のうちこれらの指数に相当する額（例えば14歳以下の子については62分の11を乗じた額）が考慮済みの額となりますので、義務者に負担させるべき学費からこれを差し引いた額を目安にすることも考えられます。

以上のような金額の修正方法は、従前の標準算定方式・算定表と異なるものではありませんが、改定標準算定方式・算定表において、統計資料や制度等の更新がされたことに伴い、考慮すべき数値に変動がありますので、ご注意ください。

Q12： 子に重度の障害があり、高額な治療費がかかるのですが、特別に考慮することができるのですか。

A： 子に不可避的にかかる治療費等の費用のうち、算定表の額の幅の中では考慮されていないと思われるような高額なものについては、算定表によって求められた養育費の額に加算して算定することが相当であると考えます。例えば、子にかかる治療費を権利者と義務者の基礎収入で按分し、義務者分を加算するというような方法が考えられます。

Q13： 義務者の給与所得が年額2000万円を超える場合はどのようにして求めるのですか。

A： 義務者の収入が算定表の上限を超える場合（給与所得では年額2000万円，事業所得では年額1567万円）を超える場合については様々な考え方があり，最終的には裁判官の判断に委ねられますが，養育費については，子が1人の場合，基本的には，算定表の上限額を上限とすることで足りると考えられます。ただ，個別の事案により，私立学校の学費等の不足額を加算することを考えるべき場合もあるでしょう。子が2人以上の場合には，子1人の養育費についての考え方を参考に，各事案の個別的事情を考慮して養育費の額を検討することになると考えられます。婚姻費用については，もっぱら各事案の個別的事情を考慮して基礎収入の額を認定することになると考えられますが，収入額が算定表の上限額に比較的近い事案については，基本的に，概ね算定表の上限額を婚姻費用の分担額と認定することで足りると考えられます。



(2) 養育費に関する質問

Q14： 義務者は，婚姻中に購入した不動産の住宅ローンを支払っており，その支払額は収入の半分に及んでいます。この場合はどのように考えるのですか。

A： 住宅ローンがあっても，その多寡にかかわらず，算定表で求められる幅の範囲内で具体的な養育費の額を決めることになります。これは，婚姻中に購入した不動産の住宅ローンについては，本来離婚に伴う清算として解決されているはずの問題だからです。

しかし，当該不動産が離婚時においていわゆるオーバーローンの状態で，清算することなく義務者がそのまま支払を継続することを前提に当事者が離婚をしている場合には，その支払の何割かを，権利者に負担させることが相当な場合も考えられます。最終的には，事案ごとの個別事情に応じて考えることとなり，裁判官の判断に委ねられるところです。

Q15： 義務者が権利者に対し離婚慰謝料を毎月5万円分割払いする旨の調停条項があり，義務者はこの条項通り毎月支払いをしています。このような場合はどのように考えるのですか。

A： このような事情は基本的に考慮するべきではありません。

権利者に対する慰謝料支払債務は離婚の際に確定し，権利者が支払期限を猶予した場合に分割払いとなるにすぎず，慰謝料の分割払いはそもそも性質の違う養育費の算定に当たって考慮すべきではありません。また，実際にも養育費の算定に慰謝料の分割払いを考慮すると，一時払いの方が養育費が高くなり，一時払いか分割払いかで養

育費の額が異なるという不合理な結果となってしまいます。

Q16: 子が12歳及び15歳の2人の場合、それぞれの子の養育費はどのように決めるのですか。

A: 「表4 養育費・子2人表(第1子15歳以上、第2子0～14歳)」によって求められた養育費額を2人で分けることになります。基本的には、配分指数の割合で按分します。例えば、求められた養育費額が10万円であれば、これを第1子と第2子で85:62の割合で按分します。ただし、当事者間で未成年子らの養育費を同額とすることに合意した場合等は、同額とすることも可能です。

(3) 婚姻費用に関する質問

Q17: 義務者は、同居中生活費や教育費を補うために金融機関から借入れ、現在この債務を月々返済しています。この場合はどのように考えるのですか。

A: 義務者が婚姻生活を維持するためにやむを得ず借入れたと認定される場合は、権利者は返済額の何割かを負担すべきです。したがって、算定表によって求められた金額から、権利者が負担すべき額を控除した残額を、実際に義務者が支払うべき婚姻費用の分担額とするのが公平であり、相当であると考えられます。債務の負担額については、権利者と義務者の基礎収入で按分するという方法が考えられますが、最終的には裁判官の判断に委ねられます。

Q18: 義務者は、自己が居住する住宅の家賃と権利者の居住する住居費の双方を支払っています。この場合どのように考えればよいのですか。

A: 権利者世帯が賃貸住宅に居住しその家賃を義務者が支払っている場合と、権利者世帯が従前の自宅に居住し義務者がその住宅ローンを支払っている場合とに分けて検討します。

権利者世帯が賃貸住宅に居住し、その家賃を義務者が家主に直接支払っている場合は、義務者が婚姻費用の一部を支払っていることになるので、原則として、算定表で求められる婚姻費用の額から、義務者が支払っている家賃を控除した残額が、義務者が権利者に支払うべき婚姻費用となります(判例タイムズ1111号*19参照)。

権利者世帯が従前の自宅に居住し、義務者がその住宅ローンを支払っている場合には、義務者が権利者の住居関係費を支払っていることになるため、算定表から得られる金額に何らかの修正を行う必要がある場合があります。ただ、権利者世帯の家賃を義務者が支払っている場合とは異なり、その全額を控除することは相当ではありません。住宅ローンの返済は住宅の所有名義人の資産を形成するという面があることや、返済額にもよりますが、全額控除すると権利者世帯に支払われる婚姻費用がわずかと

なってしまう、生活保持義務よりも資産形成を優先させる結果を容認することになってしまうからです。ただ、全く控除しないと、権利者側の事情により義務者が通常より高額の出費を強いられることになり、義務者に過酷な結果となる場合もあります。

したがって、権利者が、自宅に居住し、義務者による住宅ローンの返済継続を希望する場合には、権利者が自宅居住を希望する理由、双方の収入額、住宅ローンの返済額等諸般の事情を総合して、双方にとって公平な結果になるよう、総収入の認定に当たって返済額を考慮したり、算定表により求められた額から権利者の住居費相当額あるいは住宅ローン返済額の一定割合を控除して算定した額を、義務者が権利者に支払うべき婚姻費用としたりするのが相当であると考えられます。

3 成年年齢引下げに関する質問

Q19： 令和4年4月1日から、民法の定める成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律（以下「改正法」といいます。）が施行されます。これにより、養育費の終期は一律に18歳までとされるのでしょうか。また、子が18歳になったことは、婚姻費用についての事情変更の事由になるのでしょうか。

A： 改正法の立法理由、意義等に照らすと、改正法は、未成熟子の保護を現状から後退させる趣旨のものではなく、むしろ、現状どおりその保護をすることを前提として立法がされたということが出来ます。また、我が国の法体系においては、20歳未満の者については、その未成熟な面を考慮し、保護の対象とすべきとする考えが維持されていることができるでしょう。加えて、昨今の進学率の状況からすれば、一般的に、18歳となった時点で子が経済的に自立しているという実情はなく、18歳になった時点で自立を期待すべき状況にあるということもできないと考えられます。

そうすると、養育費の終期を成年年齢の引下げと連動させて一律に18歳とすべき事情は認められないというべきでしょう。また、別居中の夫婦において、子が18歳に達したことは婚姻費用の変更事由に該当せず、子が経済的に自立するなどの理由で未成熟子を脱したときにはじめて、それが変更事由に該当すると考えられます。

Q20： 養育費の支払義務の終期として「成年」に達する日までなどと定められた協議書や家事調停調書における「成年」は何歳と考えるべきでしょうか。また、養育費の支払義務の終期が満20歳に達する日までなどと定められた養育費の支払義務の終期も18歳に引き下げられるのでしょうか。

A： 前述のとおり、養育費の終期を成年年齢の引き下げと連動させて一律に18歳とすべき事情を認めることはできないと考えられますので、既に養育費の支払義務の終期として「成年」に達する日（又はその日の属する月）までなどと定められた協議書や家事調停調書における「成年」の意義は、成年年齢引下げの後においても、満20歳に達する

日（又はその日の属する月）までと解するべきです。また、満20歳に達する日（又はその日の属する月）までなどと定められた養育費の支払義務の終期が、成年年齢引下げに伴って、当然に引き下げられることにはならないですし、成年年齢引下げが事情変更に該当するという事にもならないでしょう。

Q21： 改正法の施行後は養育費の支払義務の終期をどのように考えればよいでしょうか。また、婚姻費用について何か影響はありますか。

A： 養育費の支払義務の終期は未成熟子を脱する時点であると考えべきであり、その時点については、それぞれの事案において、諸般の事情、例えば、子の年齢、進路に対する意向及び能力、予測される子の監護の状況、両親が子に受けさせたい教育の内容、両親の経済状況、両親の学歴等の個別事情等に基づき、将来のどの時点を当該子が自立すべき時期とするかを認定、判断すべきことになります。

また、子が幼い事案等で、子が経済的自立を図るべき時期が具体的に特定できないような場合では、今後、社会情勢等が変化しない限り、従前のとおり、満20歳に達する日（又はその日の属する月）を養育費の支払義務の終期とすることになるでしょう。

なお、親が成年年齢に達した子の養育費を子の監護費用として請求できるかという点については、少なくとも請求時に子が未成年である場合には、子が成年年齢に達した後も監護の実質は変わらず、成年年齢に達した後の分も一括して解決するのが当事者の利益に資し、未成熟子の利益に資するということもできるため、請求可能と考えてよいでしょう。

婚姻費用についても、養育費の支払義務の終期と同様に、子が未成熟子を脱する時点までは、婚姻費用に子の生活費を含めて請求することができると考えられます。

4 再婚家庭等に関する質問

Q22： 権利者は再婚しており、権利者自身の年収は100万円ですが、再婚相手の年収が460万円あります。この場合権利者の収入はどのように考えるのですか。

A： 再婚相手と子との間に養子縁組がなされていない場合は、基本的には権利者の年収だけで判断します。養子縁組がなされている場合は、再婚相手に第一次的に子を扶養する義務が発生するので、基本的には義務者に養育費を求めることはできません。

Q23： 義務者が再婚し、再婚相手との間に新しく1人の子（0歳）をもうけています。再婚相手に収入はありません。権利者の監護する未成年子（5歳）は1人です。この場合どのように考えるのですか。

A： 義務者は、権利者が養育費を求めている子の他に、再婚相手及び再婚相手との間にもうけた子に対して扶養義務を有しています。義務者と同居している再婚相手（成人）

の生活費の指数は、子（0歳～14歳）の指数とほぼ同じとなるため、「表6 養育費・子3人表（第1子、第2子及び第3子0～14歳）」の表を利用して求めることになります。権利者が監護する子の養育費は、算定表から導かれた額の3分の1となります。

Q24： 義務者は、別に認知した子の養育費として毎月3万円を支払っています。この場合どのように考えるのですか。

A： 支払額にかかわらず、認知した子と当該子を同等に扱い、当該子の額を求めることで足りります。例えば、認知した子が1人で5歳、子が1人で0歳の場合、「表3 養育費・子2人表（第1子及び第2子0～14歳）」を利用し、求められた養育費額の2分の1が当該子の養育費となります。

この結果、認知した子に想定される養育費額が3万円と異なる場合がありますが、これは認知した子と義務者との関係で別に考慮されるべき問題です。

Q25： 義務者は、内縁関係の女性（男性）及びその子（養子縁組をしていない場合）と同居しています。この場合に養育費の算定に当たってはどのように考えるのですか。

A： 義務者には、単に同居している者やその子に対して扶養義務がありませんから、特段考慮することはありません。ただし、義務者が、同居している者と内縁関係にある場合は、その子に対して扶養義務がない点は同じですが、内縁関係にある者に対しては、法律婚に準じ扶養義務が生じると考えられるため、内縁関係にある者の収入や潜在的稼働能力によっては、考慮する必要がある場合があります。

5 事情変更に関する質問

Q26： 従前定められた養育費・婚姻費用の額を変更すべき事情変更の事由にはどのようなものが考えられますか。

A： 養育費・婚姻費用の増減額を検討するに当たっての事情変更の事由としては、当事者の収入の変化、子の成長、扶養関係の変化及び社会情勢の変化等の客観的事項の変化がこれに当たると考えられています。これらの事情変更の事由があり、それが既に定めた養育費・婚姻費用を変更すべきものに該当する場合にはじめて、養育費等を定めた審判等が取り消され、変更され得ることになります。

従前定められた養育費・婚姻費用の額を変更すべきと考えられる場合で、その金額が従前の標準算定方式・算定表によって定められたものである場合には、変更後の養育費・婚姻費用については、改定標準算定方式・算定表を活用して定めるのが妥当でしょう。

なお、令和元年12月23日に改定標準算定方式・算定表が公表されたことは、先ほど述べたような客観的事項の変化とは性質が異なるので、これ自体は養育費・婚姻費用の額を変更すべき事情変更には当たらないと考えられます。



(資料1)

平成30年版 厚生労働省統計情報部編 賃金センサス第1巻第1表より
性別・年齢・学歴別年間収入

区分	年間収入 千円
産業計 男・女労働者計	
学歴計	4972.0
～19歳	2524.2
20～24歳	3214.5
25～29歳	3969.2
30～34歳	4551.6
35～39歳	5007.5
40～44歳	5400.7
45～49歳	5805.3
50～54歳	6121.2
55～59歳	5973.2
60～64歳	4177.6
65～69歳	3451.5
70歳～	3304.6
中学卒	3807.1
～19歳	2286.5
20～24歳	2886.5
25～29歳	3312.3
30～34歳	3679.8
35～39歳	4081.1
40～44歳	4247.7
45～49歳	4578.1
50～54歳	4613.7
55～59歳	4616.6
60～64歳	3334.5
65～69歳	2860.7
70歳～	2687.8
高校卒	4280.7
～19歳	2531.8
20～24歳	3171.4
25～29歳	3564.5
30～34歳	3910.1
35～39歳	4270.4
40～44歳	4632.7
45～49歳	4850.4
50～54歳	5020.0
55～59歳	4989.9
60～64歳	3530.1
65～69歳	3006.3
70歳～	2843.2
高専・短大卒	4472.0
～19歳	-
20～24歳	3091.9
25～29歳	3629.8
30～34歳	4041.6
35～39歳	4388.1
40～44歳	4777.6
45～49歳	5184.2
50～54歳	5297.4
55～59歳	5170.0
60～64歳	4003.2
65～69歳	3529.7
70歳～	3687.3
大学・大学院卒	6149.7
～19歳	-
20～24歳	3353.3
25～29歳	4329.7
30～34歳	5246.7
35～39歳	6022.6
40～44歳	6777.7
45～49歳	7733.6
50～54歳	8553.1
55～59歳	8236.5
60～64歳	5709.6
65～69歳	5302.5
70歳～	5995.4

区分	年間収入 千円
産業計 男性労働者	
学歴計	5584.5
～19歳	2620.5
20～24歳	3364.5
25～29歳	4212.7
30～34歳	4941.5
35～39歳	5527.5
40～44歳	6035.2
45～49歳	6612.1
50～54歳	7082.3
55～59歳	6850.7
60～64歳	4550.8
65～69歳	3646.0
70歳～	3429.9
中学卒	4128.2
～19歳	2392.3
20～24歳	3124.4
25～29歳	3553.9
30～34歳	4044.7
35～39歳	4410.0
40～44歳	4598.0
45～49歳	4974.8
50～54歳	4971.7
55～59歳	4973.1
60～64歳	3565.3
65～69歳	3044.2
70歳～	2825.7
高校卒	4811.1
～19歳	2629.6
20～24歳	3397.2
25～29歳	3873.1
30～34歳	4304.3
35～39歳	4754.7
40～44歳	5212.6
45～49歳	5555.8
50～54歳	5849.6
55～59歳	5764.9
60～64歳	3883.9
65～69歳	3161.9
70歳～	2878.9
高専・短大卒	5104.7
～19歳	-
20～24歳	3167.6
25～29歳	3864.4
30～34歳	4388.3
35～39歳	4908.6
40～44歳	5478.7
45～49歳	6103.4
50～54歳	6526.0
55～59歳	6362.7
60～64歳	4383.0
65～69歳	3537.2
70歳～	3463.3
大学・大学院卒	6689.3
～19歳	-
20～24歳	3425.8
25～29歳	4529.9
30～34歳	5586.0
35～39歳	6435.9
40～44歳	7199.2
45～49歳	8181.9
50～54歳	8963.4
55～59歳	8552.2
60～64歳	5753.9
65～69歳	5317.1
70歳～	6052.0

区分	年間収入 千円
産業計 女性労働者	
学歴計	3826.3
～19歳	2348.6
20～24歳	3049.8
25～29歳	3623.2
30～34歳	3816.2
35～39歳	3945.5
40～44歳	4117.6
45～49歳	4213.3
50～54歳	4220.7
55～59歳	4118.2
60～64歳	3243.8
65～69歳	2924.1
70歳～	2962.2
中学卒	2736.8
～19歳	2026.8
20～24歳	2443.1
25～29歳	2775.1
30～34歳	2818.2
35～39歳	2991.2
40～44歳	2976.2
45～49歳	3010.8
50～54歳	3107.4
55～59歳	2994.9
60～64歳	2547.6
65～69歳	2292.3
70歳～	2156.9
高校卒	3175.1
～19歳	2357.2
20～24歳	2774.5
25～29歳	2921.5
30～34歳	2987.9
35～39歳	3102.5
40～44歳	3292.6
45～49歳	3466.3
50～54歳	3468.5
55～59歳	3487.0
60～64歳	2772.7
65～69歳	2608.5
70歳～	2758.1
高専・短大卒	4023.9
～19歳	-
20～24歳	3050.4
25～29歳	3479.8
30～34歳	3719.9
35～39歳	3950.7
40～44歳	4222.3
45～49歳	4504.3
50～54歳	4578.5
55～59歳	4539.3
60～64歳	3747.2
65～69歳	3523.6
70歳～	3799.3
大学・大学院卒	4625.9
～19歳	-
20～24歳	3278.6
25～29歳	4035.1
30～34歳	4479.8
35～39歳	4833.3
40～44歳	5318.0
45～49歳	5735.1
50～54歳	6277.2
55～59歳	6063.2
60～64歳	5299.2
65～69歳	5187.0
70歳～	5511.4

(資料2)

平成30年版 厚生労働省統計情報部編 賃金センサス第3巻第13表より
短時間労働者の性別・年齢別年間収入

区分	年間収入
	千円
男・女労働者計	
産 業 計	1197.2
～19歳	550.5
20～24歳	750.3
25～29歳	1286.1
30～34歳	1401.3
35～39歳	1384.4
40～44歳	1327.5
45～49歳	1296.3
50～54歳	1323.8
55～59歳	1346.7
60～64歳	1397.6
65～69歳	1278.7
70歳～	1209.5

区分	年間収入
	千円
男性労働者	
産 業 計	1182.2
～19歳	580.9
20～24歳	762.5
25～29歳	1258.5
30～34歳	1439.5
35～39歳	1417.9
40～44歳	1435.2
45～49歳	1385.9
50～54歳	1470.4
55～59歳	1526.0
60～64歳	1804.9
65～69歳	1493.0
70歳～	1372.8

区分	年間収入
	千円
女性労働者	
産 業 計	1180.9
～19歳	521.5
20～24歳	739.0
25～29歳	1283.2
30～34歳	1392.0
35～39歳	1358.0
40～44歳	1316.2
45～49歳	1284.4
50～54歳	1308.1
55～59歳	1317.3
60～64歳	1256.3
65～69歳	1142.8
70歳～	1083.3